

整備費補助金を交付された事業者の皆様へ

これまでに当該整備費補助金を交付された事業者の皆様におかれましては、**閉園の場合や**事業内容に変更が生じる場合には事前申請のうえ知事の承認が必要となりますので、ご注意ください。

特に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、「処分制限期間」の経過月数によって返還金が生じる可能性がありますので、**事前に**県へ御相談ください。
条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあります。

<財産処分の流れ>

1. 財産処分承認申請書の提出（処分実施の1～2か月前を目安に提出）
2. 返還金等の試算 * 県側の事務
3. 企業等訪問・現地確認 * 県側の事務
4. 財産処分決定通知 * 県側の事務
5. 返還金の納付
6. 返還金納入確認 * 県側の事務
7. 財産処分着手
8. 処分完了報告書の提出